

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
代 表 者 名 取締役社長 作田 久男
コード番号 6645
上場取引所 東証、大証、名証各市場第一部
問 合 せ 先 経営総務室 法務・総務部長
下津 克広
T E L 075 - 344 - 7016

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法および会社法にもとづく法務省令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることによって可能となる事項について次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
 - ② 必要に応じて、株主総会参考書類等の一部につきインターネットを利用した方法により、紙幅の制約にとらわれずに株主の皆様へ充実した情報の開示を行えるよう、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
 - ③ 従来から、株主総会の円滑な運営を図るため、商法の規定にもとづき、代理人による議決権行使について代理人の数を1名に制限する取扱いとしております。この取扱いを定款において明確にするため、現行定款第16条について、所要の変更を行うものです。
 - ④ 必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第25条を変更するものです。
 - ⑤ 社外監査役の招聘を容易にするため、社外監査役との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として責任を限定する旨の契約を締結できるよう、変更案第40条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものです。
- (2) 上記のほか、会社法にもとづく株式会社として必要な定めに加え・修正および移設などを行うとともに、この機会に定款の定めの見直しを行い、全般にわたって所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 今後の日程

平成 18 年 6 月 22 日 第 69 期定時株主総会開催
平成 18 年 6 月 22 日 定款変更の効力発生

以 上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (商 号) | (商 号) |
| 第1条 当社の商号は、オムロン株式会社と称する。 英文では、OMRON CORPORATIONと称する。 | 第1条 当社は、オムロン株式会社と称し、英文では、OMRON Corporationと表示する。 |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.) (条文省略) 15. | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)) (現行どおり) (15) |
| (本店の所在地) | (本店の所在地) |
| 第3条 (条文省略) (新設) | 第3条 (現行どおり) (機関) |
| | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 |
| (公告の方法) | (公告方法) |
| 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。 | 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。 |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| (発行する株式の総数) | (発行可能株式総数) |
| 第5条 当社の発行する株式の総数は、4億8,700万株とする。ただし、株式の消却が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は、4億8,700万株とする。 |
| (新設) | (株券の発行) |
| | 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 |
| (自己株式の取得) | (自己の株式の取得) |
| 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 | 第8条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(<u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、 100 株とする。 当社は<u>1 単元未満の株式</u>については株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより</u>、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式</u>を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、<u>本定款第 7 条の定めにかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式</u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の定めによる請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより</u>、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式</u>を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(名義書換代理人) <u>第10条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人) <u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |
| <p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第3章 株 主 総 会</p> | <p>第3章 株 主 総 会</p> |
| <p>(招 集)</p> | <p>(招 集)</p> |
| <p><u>第12条</u> (条文省略) (新設)</p> | <p><u>第14条</u> (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> |
| <p>(招集者)</p> | <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集者)</p> |
| <p><u>第13条</u> (条文省略)</p> | <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(議 長)</p> | <p>(議 長)</p> |
| <p><u>第14条</u> (条文省略)</p> | <p><u>第17条</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> |
| | <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第18条</u> (条文省略) (選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使できる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> <u>会社法第309条第2項</u>に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第20条</u> 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p><u>2</u> 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり) (選任方法)</p> <p><u>第22条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 増員または<u>任期の満了前に退任した取締役</u>の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(代表取締役) <u>第22条</u> 取締役社長は代表取締役とする。 前項のほか、取締役会の決議により前条の役付取締役のなかから代表取締役を選任することができる。 (取締役会の招集者および議長) <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。 (取締役会の決議方法) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数</u>をもって行う。</p> | <p>(代表取締役) <u>第25条</u> 取締役社長は代表取締役とする。 <u>2</u> 前項のほか、取締役会の決議によって前条の役付取締役のなかから代表取締役を選定することができる。 (取締役会の招集者および議長) <u>第26条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 <u>2</u> 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (取締役会の招集通知) <u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2</u> 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) <u>第28条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。 <u>2</u> <u>前項の定めにかかわらず、取締役が決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> <u>取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</u> (取締役会規程) <u>第27条</u> (条文省略) (報酬) <u>第28条</u> <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u> 前項の報酬の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p> | <p>(削除) (取締役会規程) <u>第29条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第30条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</u> <u>2</u> 前項の報酬等の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の定めにより、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第30条</u> (条文省略) (選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役</u>を定める。 (監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第35条</u> (条文省略) (監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第37条</u> (条文省略)</p> | <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の定めにより、社外取締役との間に、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり) (選任方法)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(報酬) 第38条 監査役の報酬は、株主総会の決議を もってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日 から翌年3月31日までとする。</p> <p>(株主配当金) 第40条 株主配当金は、毎年3月31日の最 終の株主名簿に記載または記録され ている株主または登録質権者に支払 う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議により毎 年9月30日の最終の株主名簿に記 載または記録されている株主または 登録質権者に対し、中間配当金を支払 うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 株主配当金または中間配当金がそ の支払開始の日から満3か年を経過 しても受領されないときは、当社は その支払義務を免れるものとする。</p> | <p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の 定めにより、社外監査役との間に、会社法第 423条第1項の賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約にも とづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上 であらかじめ定めた金額または法令が定め る額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日 から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日を基準日として中間配当をす ることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その 支払開始の日から満3か年を経過してもな お受領されないときは、当社はその支払義 務を免れる。</p> |

以上